

### 第3 ふろがま（条例第3条の2）

---

本条は、気体燃料又は液体燃料を使用する一般家庭用の小型ふろがまを対象としており、公衆浴場等のふろがまは、「炉」としての規制を受けること。

#### 1 用語の定義

ふろがまの構造としては、主として浴そう水を加熱するための熱交換器（かま本体）とバーナーからなっており、かまの区別による種類は、次のとおりであること。

- (1) 条例別表第3で規定する「内がま」とは、ふろがま本体と浴槽との取付方法による分類であって、ふろがま本体を浴槽内に取り付ける構造となっているものをいうこと。
- (2) 条例別表第3で規定する「外がま」とは、ふろがま本体と浴槽との取付方法による分類であって、ふろがま本体を浴槽外に置き、循環管により、ふろがま本体と浴槽とを接続し、自然循環又は強制循環によって浴槽の水を加熱する構造となっているものをいうこと。

#### 2 条例等の運用

条例、条則及びガス機器基準書によるほか、その取り扱い及び運用については、次によること。

- (1) 第1項第2号で規定する「空だきをした場合に自動的に燃焼をできる装置」については、次によること。
  - ア 空だきをした場合に自動的に燃焼をできる装置とは、ふろがま内に水がない場合、バーナーへの燃料通路を開けずに空だきを防止する装置であること。
  - イ 空だきをした場合に、ふろがまが損傷する以前に自動的にバーナーへの燃焼通路を閉ざすJIS S 2091で規定される「空だき安全装置」は、本装置に含まれるものであること。
- (2) 第2項に規定する準用規定は、第2 炉及び共通事項を準用すること。